**売買数量契約書**

 一般社団法人○○○配合飼料価格安定基金協会との間に、配合飼料に各種の粗飼料等を混合したＴＭＲ飼料に関する配合飼料価格差補てん事業に係る数量契約を締結する加入者○○○○（以下「甲」という。）と甲に対し直接該当ＴＭＲ飼料を供給する者○○○○（以下「乙」という。）は、配合飼料価格安定制度におけるＴＭＲ飼料に係る配合飼料の取扱い細則（以下「細則」という。）に基づき、ＴＭＲ飼料（細則第３の第１項にいうＴＭＲ飼料をいう。）に関し、次のとおり契約する。

第　１　条　令和　年４月１日から令和　年３月31日までの１年間において、甲と乙の売買に係るＴＭＲ飼料並びにＴＭＲ飼料に使用する配合飼料（細則第２にいう基礎配合飼料。以下同じ。）及びその他の原材料の配合割合及び売買数量は、下表のとおりとする。

第　２　条　乙は、甲からの要求に応じ甲に対して、ＴＭＲ飼料に使用する基礎配合飼料及びその他の原材料の使用数量、ＴＭＲ飼料に使用する基礎配合飼料名称並びにＴＭＲ飼料のうち価格差補てんの対象となる配合飼料の割合（以下「基金対象割合」という。）等の情報を提供するものとする。

**ＴＭＲ飼料の売買数量表（年間）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 配合割合 | 売買数量 | 参　　　　　　　考 |
| ＴＭＲ飼料 | パーセント100 | トン | （ＴＭＲ飼料を混合する者の名称） |
| 内訳 | 基礎配合飼料 | パーセント | トン | （配合飼料の名称及び配合飼料の製造業者名） |
| 上記の基礎配合飼料以外の原材料 | パーセント | トン | （主な原材料名） |

（注）１　配合飼料価格差補てん事業の数量契約による契約数量は、内訳の基礎配合飼料の売買数量である。

２　ＴＭＲ飼料を混合する者が複数であるときの混合する者の名称は、混合の早い順に記入する。

上記契約の証として契約書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和○○年 ３ 月31日

甲　　　　　○○県○○市○○町○○　１-２-３

○　　○　 　○　　○　　　㊞

乙　　　　　○○県○○市○○町○○　１-２-３

○　　○　 　○　　○　　　㊞